

鳥取県告示第418号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事務所の名称	指定に係る事務所の所在地	指定年月日	支援の種類
境港市	境港市上道町3000	境港市児童発達相談センター	境港市竹内町550-2	平成24年4月1日	児童発達支援、保育所等訪問支援
社会福祉法人倉吉東福社会	倉吉市上井781-1	倉吉東こどもの発達ダイサービスセンター	倉吉市上井781-1	〃	児童発達支援、放課後等ダイサービス、保育所等訪問支援